

京都帝國大學法學科大學

經濟論叢

第三卷 第六號

大正五年十二月一日發行

論說

戰時ノ我輸出品ノ粗製濫造(一)

戸田 海市

最小活資ノ免稅ヲ論ズ(三、完)

神戸 正雄

參觀交代制度ノ經濟觀(一)

本庄 榮治郎

『座』ノ研究(三)

三浦 周行

代表紙幣ト獨立紙幣(三、完)

作田 莊一

雜錄

公營造物ニ關スル美濃部、織田、松本三博士ノ所論ヲ讀ミテ東京市電車賃乘車券問題ニ及ブ(三、完)

福田 德三

戰後ノ經濟戰ニ對スル準備

神戸 正雄

簡易保險更張ノ一方面

財部 靜治

歐洲ニ於ケル工場監督機關ニ就テ(一)

山本 美越乃

人口ト勞銀ノ趨勢

高田 保馬

經濟雜話(六)

田島 錦治

經濟漫錄(三)

瀧本 誠一

金井法學博士在職二十五年祝宴記事

田島 錦治

社會政策學會第十回大會記事

瀧上 正雄

京都法學會大會記事

瀧上 正雄

最小活資ノ免稅ヲ論ズ (二、完)

神 戸 正 雄

第二章 最小活資免稅反對說

最小活資免稅ニ對スル非難ハ少クナイ。其ニ色々アル。前ニ之ガ贊成說ニ對スル批評トシテ一通リ述ベタガ、茲ニハ更ラニ之ヲ分類排列シテ解説シヤウ。固ヨリ予ガ其反對論ノ凡ヘテノモノヲ認ムルノデハナイガ、右ノ免稅ニ反對スル態度ニ至ツテハ、予ガ敢テ伍ヲ同フセントスル所デアル。

(一) 根本的ノ反對論

(A) 給付能力原則ヨリ特ニ

(A) 給付能力原則ヨリノ主要反對論 一體最小活資以下ノ所得デモ給付能力ノナイ譯デハナイ。
(註三) 此場合ニモ給付スヘキ物ハアル。詳シクイヘバ一方、最小活資ニハ屈伸性ガアリ、實際ノ生活費ハ之ヨリモ多少増減ヲ爲シ得ルモノデアルカラ、最小活資以下ノ處ニテモ必スシモ租稅ガ出シ得ヌトハ限ラス。又他方、如何ナル人モ苟クモ國民タル以上ハ、租稅ヲ拂フトイフ道義的自覺心ヲ生ジナケレバナラス等デアル。此自覺心ヲ満足スルガ爲メニハ、最小活資以下ノ所得デア

カラトイフテ免稅セラレナイデ、其ガ極貧者タラザル以上ハ、納稅スルコトヲ希望シ、進ンデ納稅スルトイフ氣分ニナラナケレバナラヌ筈デアアル。斯クテ彼等ガ主觀的ニ納稅スル氣分ニナリ、而シテ其上ニモ客觀的ニ納稅スル餘力モアルカラ、給付能力ハ主觀客觀孰レヨリインテモ存スル或ハ彼等モ別ニ間接消費稅ニヨツテ可ナリ重キ負擔ヲ爲シテ居ル。彼等ハ此負擔ヲ自覺スレバ足ルトイフカモ知ランガ、此ハ知ラズ識ラズノ間ニ負擔スルノデ、其デハ未ダ夫ノ道義的自覺心ヲ十分ニ充タスコトハ出來ナイ。直接ナル稅ヲ拂ヒ且ツ擔フコトトナラナケレバナラヌ。ふをつけノ如キハ最小活資免稅ノ否定ヲ以テ一ニハ、租稅義務ト租稅能力トノ兩觀念ノ混同ニ出ヅルトイフガ、彼ハ此道義的租稅義務觀ガ廳ガテ租稅能力即チ給付能力ノ主觀的基礎トナリ居ルコト、隨テ人ハ極貧者タラザル以上ハ、些小ナガラモ稅ヲ出サウトイフ氣分トナリ、之ガ實現ヲ努ムヘキモノタリトイフコトヲ看過シテ居ル。

(註三二) 前掲註一一參照

(B) 給付能力原則ニ關聯スル小ナル反對論

(1) 第一ハ最小活資ニ於ケル程ノ小所得ヲ有スル勞動者モ、其課セラルル所ノ稅ヲ雇主ニ轉嫁スルカラ彼等自身ガ蒙ル所ノ苦痛ハ大シタモノデナカラウ。隨テ最小活資ノ免稅ニハ及バヌトイフノデアアル^(註三三)併シ最小活資ニ於ケル小所得者ハ必スシモ勞動者ノミニ限ラナイシ、又假

令勞働者ノ場合ナリトモ、此轉嫁ガ果シテ行ハレ得ルヤ、特ニ全部行ハレ得ルヤハ保證シ難イ。又此ガ行ハレルトシテモ、其ハ永キ鬭争ノ後デアリ、仲々ニ困難ナルモノナルコトヲ覺悟シナケレバナラヌ。^(註二四) 轉嫁アルノ故ニ小民ニ課稅シテモ可トイフノデハ根據薄弱デ、當テニスヘカザルモノヲ當テニスルノデアアル。所謂直接稅的ノモノニ於テ轉嫁ヲ前提トシテ負擔ノ公平不公平ヲ論ズルノハ當ヲ得タリトイフコトヲ得ヌ。

(註三) こんちーじ之ヲ舉グ⁷¹⁾

(註二四) こんちーじハ右ノ反對論ヲ舉グ且ツ之ヲ批評シテ曰ク、轉嫁ハ最小活資ノ課稅ニテハ避クヘラサルモノデハアルガ、此ハ經驗上、唯ダ非常ニ徐々ニ、大ナル鬭争ノ後ニ、及ビ大ナル困難及不公正ノ間ニ行ハルルモノ故、此ニテ甘ンズルコトハ出來ナイト⁷²⁾

(2) 第二ニハ最小活資ノ免稅ヲ行フトイフト、此最小活資ノ處ノ階級ノ者ト最小活資ヨリ直グ上ニ位スル階級ノ者トノ間ニ不公平ヲ免レヌトイフ非難ガアル。^(註二五) 併シ此モ大シタ非難デハナイ。若モ最小活資免稅ガ原則上認メラルルナラバ、右ノ不公平ハ稅率ノ成形ニヨツテ救濟スルコトガ出來ル。即チ最小活資ノ直グ上ノ階級ニ對シテ極メテ低キ稅率ヲ適用スルコトトスレバ、其デ宜シイ。^(註二六)

(註二五) しゆみつとが之ヲ舉グ⁷³⁾

(註二六) しゆみつとハ右ノ非難ヲ舉グ且ツ之ヲ反駁シテ曰ク、此危險ハ租稅階級ノ適當ナル分級及相當ナル稅率ニヨツテ大

71) Comad, a. a. O. S. 12-3.

72) Conrad, a. a. O. S. 13.

73) Schmidt, a. a. O. S. 46.

ニ減ズルコトが出来ルト尙ホ後述第三段第三章ノ處ノ第三第四ノ方法モ同一ノ目的ヲ達スルニ足ル

(ろ) 近世國家ノ特質ヨリ

(A) 近世國家特質ヨリスル主要反對論 卽チ各人民ガ參政權ヲ有シ政治ニ影響スル以上ハ、他方ニ彼等ガ最小活資ノ免稅ニヨツテ納稅義務ヲ盡サナイノハ不當デアルトイフノデアル。(註二七) 併シ各人民ハ實際國ニヨリテハ例之日本ノ如キデハ必ズシモ參政權ヲ與エラレテ居ナイカラ、此處ニハ此非難ハ當ラヌガ、若モ從來無納稅者ニモ參政權ヲ與ヘテ居タトスレバ、此非難ヲ避クルカ爲メニハ、納稅ノ有無ヲ標準トシテ參政資格ヲ定メルコトニ改ムレバ足ル。併シ又サウナルト自ラ直接稅ヲ課セラルルモノダケガ參政シテ、而モ間接稅ヲ重ク負擔スル者ハ之ニ與ラザルコトトナツテ、此ニ又他ノ不公平ヲ生ズルカラ、所詮直接納稅者ナラズトモ、間接稅ダケハ負擔シタ者トシテ之ニ參政權ヲ與フルコトトスルノガ眞ノ公平也トシテ、隨フテ人ガ納稅ハセズトモ負擔スル以上ハ租稅給付ノ義務ヲ盡シ隨フテ之ニ參政權ガ與ヘラルヘキモノト解スルノ外ハナイ。故ニ又參政權ガアルカラ、此ニ直接稅ヲ免稅スルコトガ不可也トハイフヲ得メ。然レバ最小活資免稅ノ反對ハ前ノ給付能力原則ヨリシテハ成立ツガ、此近世國家ノ特質ヨリシテハ成立タヌ。

(註二七)

、いんハ曰ク、大數ナル小財ノ租稅力ヲ考察シテ輕易ニ之ニ課稅スルトイフ標準ハ、國家生活ノ道義律ヲ止ムルコトヲ得ナイ、今日ノ憲法制度ノ民主化ハ、國家的意思ヲ生ズル所ノ大數ノ人民ガ、爲メニ租稅免除トナルカ如キ租稅負擔ノ

分級ヲ排斥スル。學問上ノ政策ガ倫理學ノ一部タル以上ハ、又實際ノ政策ニテ道義ト良心トガ注意スヘキモノタル以上ハ、此ノ如キ状態ニ對シテ抗議サレナケレバナラヌト、更ラニしやんつハ、益々増進スル所ノ國家(政治)ノ上ノ影響(參政權ニヨリテ)ト益々増進スル所ノ租稅負擔ノ免除トチ多數ノ國民ニ件ハシムルコトガ政治道義ノ凡ヘテノ原則ニ嚴格ニ反對スル所ノ要求デアルトイフノハ正當デアルトイフガ併シ彼ハ又別ニ「國家ニ直接ニ納稅シ能ハサル程困難ナ状態ニテ、最小活資ノ限界内ニ在ル者ハ破權利ヲ行フヘカラズト考フ」トイフノデアルカラ、全然最小活資免税ニ反對スルモノテナク、單ニ一般人民ニ選舉權ヲ與エツツ最小活資免税ヲ爲スノニ反對スルノデアアル。更ラニばマて「ふるモ亦タ最低キ勞動者階級ヲ殆ン下凡ヘテノ國家負擔ヨリ免除スル(彼等ガ優勢ナル政治權ヲ有ツノニ)コトノ危險ハ明カデアルトイフガ間接稅ノ負擔モアルコト故彼ノ憂フル危險ハ通例起ラヌ。却ツテ彼等ヲ免除スルトモ(直接稅ニツキ)之ニ參政權ヲ與ヘナケレバ更ナル心配ガアル。彼モ固ヨリ全然最小活資免税ニ反對スルノデハナイ。

(B) 近世國家ノ特質ニ關聯スル小ナル反對論 二ツアルガ其第一ハ

(1) 多クノ國ニテハ選舉權及其他ノ諸ノ政治上ノ權利ガ國稅ノ支拂トイフコトニ累ルノニ、貧民ヲ最小活資免税トイフテ租稅カラ逃レサスルコトハ、即チ彼等ガ國家生活ニ影響ヲ及ホシ得ル所以ノ切角ナル政治上ノ權利ヲ奪フコトトナルトイフノデアアル併シ前ニモイフ如ク參政權ヲ國稅ノ納付ニ累ラシムルノガ初メヨリ當ヲ得ナイノデアアルカラ、原則上之ヲ問題トスルニ足ラヌ。又參政權ヲ國稅ノ支拂ニ係ラシメナイ處デハ此非難ハ當ラヌカラ、此反對論ハ最小活資免税其モノニ反對スル理由デハナクテ、單ニ參政權ヲ國稅ノ支拂ニ係ラシムル制度ノ下ニ於ケル最小活資免税ニ反對スル理由デアリ、隨フテハムシロ單ニ參政權ヲ國稅ノ支拂ニ係ラシムル制度ヲ排斥ス

75) Cohn, Die Steuerreform im Kanton Zürich und der Bundeshaushalt der Schweiz, in Finanz Arch. I. Jg. I Hft. S. 77.

76) Schanz, a. a. O. S. 1136.

77) Derselbe, ebenda.

78) Bastable, l. c. P. 31c.

79) Antoni' a. a. O. S. 931. = 學ヲ

ルノ根據トナル。

(2) 第二ニハ最小活資免稅ガ定メラレテ、高キ所得階級ノ者ノミ納付スルガ如キ租稅ハ、民主國デハ法外ニ重課サルルコトトナルノ虞ガアルトイフノデアル。⁸⁰⁾ 成程多數貧民ノ參政スル國デハ、斯カル稅ヲ過重ニ賦課スル嫌ハアルガ、他方ニ多數貧民ガ參政シナケレバ、貧民ニ重ク掛ル所ノ間接稅ガ過重ニ賦課セララルルコトトナルノ弊モアル。孰レヲ選ムカトイヘバ、マダ前者ノ方ガマシデアル。己ムヲ得ザル弊トイハナケレバナラス。又此非難ハ畢竟スルニ民主國又ハ多數貧民ノ參政スル國ニ於ケル非難デアツテ、凡ヘテノ國ニ通ズル非難デナイカラ、原則的ノ反對論タル資格ハナイ。

(は) 租稅ノ根據ヨリ特ニ先ツ

(A) 租稅ノ主タル根據ヨリ

(1) 第一ニハ租稅ハ本來各人ノ生活必要費ニ過ギナイ。國家トイフモノハ本ト、衣食住ト共ニ人生ニ缺クヘカラサルモノデアツテ、之ヲ維持スル租稅モ亦タ必要缺クヘカラサルモノデアアル。隨テ租稅ハ各人ノ所得ヨリ最小活資ヲ引去リタル後ニ支拂ハルヘキモノデハナクテ、寧ロ衣食住ノ費用ト共ニ最小活資ノ一部ヲ構成スヘキモノデアリ、隨ウテハ又最小活資免稅ナドイフコトトナルヘキ答ノモノデナイトイフノデアル。^{註三〇} 此ハ租稅ノ道義的根據トシテ正當ナルモノヨリ出

80) Leroy-Beaulieu, l. c. P. 447.

發スル所デアリ、確カニ最小活資免稅反對ノ原則上有力ナル一根據タルヲ得ル。夫ノ給付能力原
則ヨリスルモノ程ニ一般ノ承認スル所トナツテハ居ラヌガ、しやんつノ如ク之ヲ評シテ國家ニ關
スル架空の見解トイフノハ過ギテ居ル。⁸¹⁾

(註二八)

こゝんハ曰ク、生活(箇人)需要ノ必要ガ充タサレタル後ニ、初メテ國家ニ其要求權(租稅)ニテ發生セシムルノ見
解ハ、今日ノ國家觀ヨリシテ排斥スヘキモノデアアル。國家ハ實ニ凡ヘテノモノノ前ニ於ケル斯ノ如キノ必要(箇人生活)ニ
屬スル故其需要ハ必要ナル生活需要ノ一部デアアルト、ばすてこゝん亦タ此こゝんノ詞ヲ引イテ、何故ニ最貧ナル人民ガ後チ
維持スル所ノ麴糵ヲ買フト均シク、安全(國家ノ與フル所)ノ爲メニ或モノヲ支拂フヘカサルカトイフテ居ル。⁸²⁾

(2) 第二ハ右ト同一趣意ヲ報償說の見解ヨリ説クモノデアアル、即チ最小活資ノ免稅ハ許スコ
トヲ得ナイ。各人民ハ其最小ナル所得又ハ享樂品ニツイテモ國家ノ給付(保護)ヲ受ケ又ハ國家ニ

費用ヲ掛ケタルノ故ニ、彼ガ所有シ又ハ儲クル所ノモノノ最小部ニ就テモ、國家ニ反對給付ヲ支
拂ハナケレバナラストイフノデアアル。⁸³⁾ 併シ此租稅ヲ報償ト見ル見方其モノガ本來探ルヘキデ
ナイカラ、此説明モ亦探ルコトヲ得ナイ。尤モ之ヲ變形シテ報恩ノ道義的關係ヨリノ説明トスレ
バ説明ノ一方法トナルニハ足ル。

(註二九)

じゆみつミガ之ヲ引用ス⁸⁴⁾

(B) 租稅ノ從タル根據ヨリ 即チ租稅ガ國民的自覺ヲ維持シ刺戟スル方便トナルトイフ點カラ
見テモ、最小活資免稅ハ良クナイ。貧民ニテモ極貧者タラザル以上ハ、輕小ナガラモ之ニ課稅ス

81) Schanz, a. a. O. S. 1136.
82) Cohn, Sytsem der Fw. S. 275.
83) Bastable, l. c. P. 319.
84) Schmidt, a. a. O. S. 22

ルノヲ選ムヘシトスルトイフノデアアル。^(註三〇)勿論貧民ニ租税以外ノ方面ヨリ例之教育ヨリ國民的ノ自覺ヲ與フルコトモ出來ルガ、租税ホドニ適切デナイ。或ハ最小活資免稅ノ行ハレザル税モアルカラ、其方ニテ夫ノ刺戟ガ行ハルルヤウニモ考エラルルガ、^(註三二)其ハ寧ロ間接税デアアルカラ到底此ニヨリ夫ノ刺戟ヲ十分ニ與フルコトハ出來ナイ。直接税ニテ最小活資ヲ免稅シナイデ置イテ廣キ範圍ノ人民ニ國民的自覺ヲ與フルコトガ適當デアアル。

(註三〇) しえふれーハ最小活資免稅ノ理由トシテ、直接ノ人的課税ハ小民ノ大數ニ對シテ銳敏ナル刺戟ヲ與フルモノデ、隨テ憲法生活ノ恒久ノ醜態素トシテ働クトイフガ、此ハ恰モ却テ最小活資免稅反對ノ理由トシテ當ル。

(註三一) あんミにーハ凡ヘテノ財産階級隨テ貧民階級モガ、彼等ノ財政及國家勤務ニ於ケル利益ヲ公共福祉ノ爲メニ注意スルコトガ必要デ、此事ハ小ナル税ヲモ徵收サルルコトニヨツテ最良ク生ズルトイフ見方ニ對シテ、貧民モ別ニ何等カノ税(即チ主トシテ間接税)ヲ負フテ國家制度ノ一員タル念ヲ得ルトイフガ、其ハ當テ得ナイ。

(比) 財政收入上ヨリ 即チ最小活資ノ免稅ハ其レダケ 財政收入額ヲ減少セシメ、遂ニ或ハ國家ノ必要ヲ充タスニ足ラザルニ至ルコトトナリ得ル。^(註三三) 特ニ最小活資ガ漸次引上ケララルルニ於テハ一層此心配が大イトイフノデアアルガ、此最小活資ガ餘リニ高ク定メラレナイナラバ、大シテ財政收入ヲ減少スルコトトハナラヌ。^(註三三) 又餘リニ低ク定メラレタ場合ニハ收額ガ徵收費ヲ償フニ足ラザルコトニナルカラ、^(註三四) 結局良イ加減ノ處ニ定メラルルコトニナツテ、大シテ收入ヲ減少スルコトトハナラヌデアラウ。又夫ノ最小活資ガ漸次引上ゲララルルニジテモ、此ハ徐々ニ行ハルル

85) Schäffle, a. a. O. S. 113.
86) Antoni, a. a. O. S. 931.

デアラウシ、他方國民經濟ノ進歩ヲ伴フコトデモアリ、收入上ノ缺陷ヲ生ズル程ニハナルマイ⁽⁸⁷⁾。
デ財政收入ノ點ヨリ最小活資免稅ヲ非難スルノハ當ヲ得ヌ。

(註三二) るるおぼしりゆ⁽⁸⁸⁾ハ曰ク、或國ニテ最小活資ノ免稅ガ此稅ノ收額ヲ非常ニ減少セシメルトイフ實際上ノ不便ガアルト此非難ハ尙ホしゆみつこ、こんらいジ、あんこにモ擧グル所デアル⁽⁸⁹⁾。

(註三三) こんらいジハ曰ク、下級者ノ大多數ハ貸金トシテ、最小活資ヨリモ一層多クヲ得ル故、此最小活資ヲ餘リニ高ク定メナイ以上ハ此非難ハ當ラナイデアラウト⁽⁹⁰⁾。

(註三四) しゆみつこハ曰ク、下級所得ノ直接課稅ハ財政上無意義ナルコトヲ注意シナケレバナラス、租稅收額ガ徵收費ヲ輕ヘナイヤウニナルカラト⁽⁹¹⁾。

(ほ)國民經濟上ヨリシテハ此最小活資免稅ガ資本及工業ノ過量負擔、貯蓄心ノ壓迫又ハ阻礙ノ結果ヲ生ズルトシテ非難セラルル。(註三五) 其ハ小所得者ヲ免稅シ、中以上ノ者ノミ課稅スルカラ、中以上ノ者ガ資本ノ蓄積ヲ愚也ト考フルコトトナリ、且ツ中以上ノ工業ノ經營ヲモ困難ナラシムルコトトナルトイフノデアアルガ、併シ實際ニハ此位ノ事デ中以上ノ者ノ資本蓄積ヤ工業經營ガ阻礙セラルルコトハナク、過重負擔トイフコトニモナラス。却ツテ他面此免稅ニヨツテ下層人民ノ處ニテ資本集積心ヲ進捗セシメ、又工業ニテモ過大ナル奢侈品生産ノ不健全ナル方向ヨリ一層有益ナル品物ノ生産ノ健全ナル方向ニ向ケラルルノ傾アリトイフ⁽⁹²⁾良結果モアルカラ、此點ヨリ最小活資免稅反對ハ當ヲ得ヌ。

87) Schmidt, a. a. O. S. 42.

88) Leroy-Beaulieu, l. c. P. 447.

89) Schmidt, a. a. O. S. 42. Conrad, a. a. O. S. 12. Antoni, a. a. O. S. 931.

90) Conrad, a. a. O. S. 12.

91) Schmidt, a. a. O. S. 43.

92) Schmidt, a. a. O. S. 45.

(二) 技術上ノ反對論

(い) 現時ノ租税體系上、デハ最小活資免稅トハ虚妄ニ過ギナイトイフ非難モアルガ、其ハ所得稅デハ最小活資免稅ガ行ハレテモ、別ニ收益稅ヤ必要品上ノ間接稅モアツテ、事實最小活資モ課稅セラルルコトニナルカラトイフノデアアル。併シ此非難ハ現時ノ租税體系ヲ改メレバ避クルコトノ出來ルコトデ、現時ノ租税體系ノ非難ニハナルガ、最小活資免稅反對ノ證明ニハナラヌ⁹⁴⁾ 其非難ヲ避クル爲メニハ、租税體系上、所得稅ニ於ケル最小活資免稅ノ外ニ、生活必要品上ノ消費稅ヲ廢止シテ消費稅ヲ奢侈品ノ上ニ限ルコトトシ、收益稅ニテモ出來ルダケ最小活資免稅ノ趣旨ヲ以テ仕組メバ良イ。此ニテモ勿論多少不十分トイフコトハアルガ、最小活資免稅ガ原則上必要也トスル以上ハ、實行上出來ルダケノ事ヲ盡セバ其デ足ルノデ、此實行カ十全デナイニシテモ、其ガ爲メノ故ニ原則上ノ必要ヲ打消スニ至テハ過ギテ居ル。

(註三六) しゆみつこニ引用セラル⁹⁵⁾

(ろ) 最小活資ノ大サノ決定上

(A) 時勢ノ變遷ニ應ズル上ヨリ 即チ最小活資ハ物理的ノ大サデハナクテ道義的ノ大サデアアルカラ其大サハ段々ト變遷スヘキモノデアリ、又變改シナケレバナラヌモノデアアルガ、之ヲ時ニ應

93) Schmidt, a. a. O. S. 44-5.
 94) Schmidt, a. a. O. S. 47.
 95) Schmidt, a. a. O. S. 46-7.
 96) Cohn, System der Fw. S. 275.

ジテ改定スルコトガ困難デアルトイフ非難ガアル。成程最小活資ナルモノハ一般生活程度ノ昂上
 物價ノ騰貴ニ伴ツテ段々大キクナルヘキモノデ、一旦決定シテカラ若十年後ニハ改定スルヲ要ス
 ルコトニハナルガ、併シ其改定サルヘキ所以ノモノハ必ズシモ其ガ道義的ノ大サデアアルガ故デハ
 ナク、自然的ノ大サデモ貨幣ニ見積ルコトニナレバ齊シク改定ヲ要スルコトニナリ得ル。又之ヲ
 改定スルトシテ其ハ若干年後ニノミ爲スヘキモノデ、年々歳々ノ好不況ノ變化ニ伴ハストイフガ
 如キ煩勞ヲ取ルヘキモノデハナカラウカラ、大シテ六ツカシキコトデハアルマイ。且ツヤ斯卡ル
 歴史の變遷ニ伴フ事項ハ立法者ノ常ニ取扱フ所デアツテ、別ニ此場合ニ限ツタゴトデナイカラ
 (註三七) 此改定ノ困難位デハ以テ最小活資免税ヲ排斥スルニハ足ラナイ。

(註三七)

ふなつけモ亦白ク、租税ニ於テハ、國家生活ノ他ノ方面ニ於ケルガ如ク、此ノ如キ動搖的ノ大サニツキテ處理シナ
 ケレバナラヌト。

(B) 各箇人ノ事情ニ應ズル上ヨリ 即チ最小活資ハ本來各箇人ノ人々ノ事情ニ係リ、到底一率ニ
 定メルコトノ出來ナイモノデアアル。其ヲ千遍一率ニ定メテシマツテハ、恣意ニ陥リ不公平ニ流ル
 ルトイフ非難ガアル。(註三六) 之ニ對シテしゆみつとノ如キハ此最小活資ナルモノハ本來各箇人ガ社
 會上ノ地位其他ノ箇人の事情及慣習ニ從テ生存ニ必要也トスルモノヲ願慮スルコトニ關シナイ。
 又之ニ關スルコトモ出來ナイ。單ニ時ノ道義上ノ標準ニ從ヒ、一定ノ文化時代ニ相對的ニ必要也

97) Schanz, a. a. O. S. 1136.

98) Vocke, Grundzüge der Fw. S. 182.

トシテ大數ノ國民ニ現ハルル所ノモノニ相當セル需要ノ確定ニ關スルトイフケレトモ予ヲ以テ見レバ彼ノ批評ハ一半ダケ正シイガ他半ハ當ヲ得ヌ。最小活資ヲ定ムルノニ各人ノ一々ノ事情ヲ凡ヘテ精密ニ、即チ其體力嗜好感情慣習等マデモ斟酌スル如ク定ムルコトハ煩ニ堪エズ實行難タルヲ免レヌコトデアリ、又人ノ社會上ノ地位ニヨリ區別スルガ如キハ却ツテ上流者ヲ下層民ヨリモ一層有利ニスル故ニ探ルコトヲ得ナイガ、住處、既婚ト未婚、家族ノ數、大病人ノ有無、所得ノ種類ノ如キモノハ之ヲ斟酌スルコト寧ロ正當デアルノミナラズ、此等ハ既ニ所得稅ノ課稅上ニ於テ既ニ斟酌サレタル例モアル程デ、多少煩雜デハアルニセヨ、サウ實行難トイフコトデハナイ。兎ニ角一定ノ標準ニヨリ相當ニ各人ノ事情ヲ斟酌スルコトモ出來ルカラ、此實行難ノ理由ヲ以テ最小活資免稅ヲ否定スルハ當ヲ得ヌ。

(註三八) しゆみつミニ之ヲ學ケるつしやハ曰ク、實際ニハ家族ノ大サ、肉體上精神上ノ篤性、市場狀況等ノ相違ニヨリ變化シナケレバナラヌ所ノ最小活資ノ觀念チ、或改良シタル租稅制度ノ基礎トスルコトハ實際ノ救貧ヲ受クル者ヲ別トシテハ不能デアアルデアラウト。¹⁰¹⁾

第三段 最小活資免稅ノ制定

第一章 最小活資免稅ト適用ノ稅種

上記ノ如ク予輩ハ最小活資免稅規定ノ必要ヲ否定スル所デハアルガ、併シ既ニ之ガ制度トシテ廣

99) Schmidt, a. a. O. S. 38-9.

100) Schmidt, a. a. O. S. 37-8.

101) Roscher. a. a. O. S. 185.

ク諸多ノ國ニ行ハレテ居ル以上ハ、之ヲ無視スルコトヲ得ナイ。又所詮極貧者ニハ如何ナル場合ニモ所得稅ノ如キ種類ノモノヲ免除スルノ外ハナイカラ、最小活資免稅ヲ認メルトシテモ、之ヲ低ク定ムルナラバ殆ンド之ヲ認メザルト異ラヌコトニナル事故、順序トシテ一應之ガ制定方法ニツキ論究シテ見ルコトトスル。先ヅ之カ適用稅種如何カラ説キ起サツ。

此最小活資ノ免稅ガ一般所得稅(及一般財産稅)ニ於テ最良ク行ハルルコトハ其性質上當然ノコトデアル。(註三九) 此稅ノ課稅標準ニ於テハ各人ノ全給付能力ガ現ハレテ居ルカラ。此ト反對ニ消費稅ニハ夫ノ免稅ガ行ハレナイトイフ説ガアリ、(註四〇) 嚴格ニイヘバ其通りデアルガ、實際ニハ消費稅體系ノ中デ生活必需品ノ課稅ヲ爲サバルコトニヨツテ夫ノ免稅ト同一趣意ヲ行ヒ得タリトイフコトガ出來ル。(註四一) 收益稅ニテハ所得稅ノヤウニ各人ノ給付能力ヲ集中統一スルゴトガ出來ナイカラ、之ヲ行フノニ適當シナイコト勿論テハアルガ、(註四二) 營業稅、資本利子稅、家屋稅ニテモ是ノ行ハルルコトガアリ(註四三) 又地租ニテモ農業土地ノ如キニテハ其小ナルモノヲ免稅スルコトガ行ハレ得ルバカリデナク、特ニ農業社會政策上カラ勸ムヘキコトデモアル。(註四四)

(註三九) 人稅ニツイテハわぐな一、るつしあ一、あんこに一、ぼるぐま、ほ一へるひ、しえふれ一、一般財産稅ニモ行ハルヘシトイフハしほふれ一、しやんつ(註四〇)

(註四〇) わぐな一ハ日ク、特殊ノ稅、特ニ間接消費稅デハ此問題ハ實際無用デアル。此稅ノ制度及技術ガ多クハ夫ノ種ノ人

102) Roscher, a. a. O. S. 185. Eheberg, Finanzwissenschaft. 9. Aufl. S. 163.
 Borcht, a. a. O. S. 93. Kaizl, Finanzwissenschaft II. S. 213.
 103) Schanz, a. a. O. S. 1140. Antoni, a. a. O. S. 933. Schäffle, a. a. O. S. 114.
 104) Wagner, a. a. O. S. 404. Roscher, a. a. O. S. 185. Antoni, a. a. O. S. 933.
 Borcht, a. a. O. S. 93. Eheberg, a. a. O. S. 163. Schäffle, a. a. O. S. 114.
 105) Schäffle, a. a. O. S. 114, Schanz, a. a. O. S. 1141

的免稅ヲ許サナイト¹⁰⁶⁾

(註四一) 特ニ營業稅ニツキ、¹⁰⁷⁾ さいすちんぐ¹⁰⁸⁾

(註四二) さいすちんぐ曰ク、主又ハ副業トシテノ農業ニ於テ最必要ナル生活需要(最小活資)ノ獲得ニ指定セララルル小土地ノ

所有者ニ、課稅ノ免除ニヨツテ正當ナル輕易負擔ヲ與フルコトガ勸メララル¹⁰⁹⁾

第二章 最小活資ノ高サノ問題

既ニ最小活資免稅ノ適用サルヘキ稅種ニシテ定マリタリトスレバ、次キニハ其高サノ問題ヲ決定シナケレバナラヌ。之ニツイテハ先ツ國稅ノ其ヲ説イテ然ル後地方稅ノニ移ラウ。

(一) 國稅ニ於ケル最小活資ノ高サ

(い) 高サ決定ノ標準 最小活資ハ本來文化自然的ノモノデアルカラ、各人又ハ其家族ニ一率タルコトハ其本質ニ反スル。此ガ人的場處の時間的ニ變化アルヘキコトハ疑ヲ容レナイ。唯ダ此ヲ實行ノ難易ト利弊ノ大小トニ稽ヘテ、如何ナル度マデ斟酌スヘキヤヲ決定スルコトガ肝要デアアル。之ニツキ凡ソ標準トシテ問題トナルモノヲ擧ゲテ、一々批評ヲ試ミヤウ。

(A) 一國全體ニ關スルモノ

(1) 當該國ノ富ノ程度 或國ノ富ノ程度ガ高ケレバ、自然此最小活資ガ高ク定メラレ、國貧ナレバ其カ低ク定メラルルコトハ自然デアアル。^{註四三} 其譯ハ國貧ナレバ其ヲ低ク定ムルデナケレバ、

106) Wagner, a. a. O. S. 404.

107) Wagner, a. a. O. S. 404. Antoni, a. a. O. S. 933.

108) Fuisting, a. a. O. S. 327.

109) Derselbe, a. a. O. S. 374.

其必要トスル收入ヲ充タスコトノ出來ナイノニ、富國デアレバ、其ヲ高ク定メテモ然ル心配ナイトイフコトニモ存シ、又人民ノ方カライフテモ、富國ナレバ、貧國デハ可ナリ高イト思ハルルモノデモ格別高イト思ハヌトイフ事ニモ存スル。

(註四三)之ニツキへつけるハ曰ク、最小活資ノ大サノ異ルノハ富ノ程度ニ因ルト、ふなつけモ亦曰ク、一國民ノ經濟上ノ發達ガ小ナレバ、此限界ガ低ク、此發達ガ大ナレバ此ガ高マルヘシト、¹¹⁷⁾而シテ獨逸デハ此點ヨリイヘバ一體ニ最小活資ノ高サガ割合ニ低キニ失シテ居ル。ふいすちんぐハ曰ク、獨逸ニ於ケル現在ノ九百馬克ハ餘リニ低キニ過ケルト¹¹²⁾但シ獨逸デモ一八八三年ノ普魯西政府案ニハ千二百馬克トアツタ。¹¹³⁾

(2) 當該國ノ國ノ大サ 實際大國ハ概シテ最小活資ガ高クナリ、小國デハ低ク定メラルル傾ガアル。^(註四四)是レ大國デハ之ヲ高クシテモ、尙能ク必要ナル收入ヲ充タスニ足ルノニ、小國デハ之ヲ低クスルデナケレバ、必要ヲ充タスニ足ラザルガ爲メデアル。

(註四四)へつけるハ曰ク、最小活資ノ大サノ異ル所以ハ、國ノ大サニアル。¹¹⁴⁾

(3) 當該國ノ歴史的事情 例之其國ノ憲法政治ノ狀況ノ如キモノニヨツテモ最小活資ノ大サガ異ルコトトナルヘキデアル。^(註四五)即チ憲法政治ガ眞ニ良ク行ハルルコトトナレバ、下層社會ノ者モ進ンデ稅ヲ出サウトイフコトトナリ、隨テ然ラサル場合ヨリモ一層低イ處ニ最小活資ノ高サガ定メラルルコトトナルヘキデアル。

(註四五)へつけるハ曰ク、最小活資ノ大サノ異ルノハ歴史的事情ニ因ルト、¹¹⁵⁾しえふれーハ曰ク、最小活資ハ憲法生活ノ變化ノ爲メニ、一般ニ適用スヘキ數ヲ示スコトハ出來ナイト¹¹⁶⁾

110) Heckel, a. a. O. S. 378.
111) Vocke, Abgaben etc. S. 460.
112) Fuisting, a. a. O. S. 200.
113) Dersolbe, ebenda.
114) Heckel, a. a. O. S. 378.
115) Heckel, a. a. O. S. 378.
116) Schäffle, a. a. O. S. 114.

(4) 貨幣ノ購買力 最小活資ノ大サハ時間的ニモ場處的ニモ貨幣購買力ノ大サニヨリ異ルヘキモノデ、^(註四七)貨幣購買力大ナレバ、最小活資ハ低クナルヘク、前者小ナレバ、後者高カルヘキモノデアアル。國ニヨツテモ、前者ノ相違アルダク後者ニ相違ヲ生ズル傾ガアリ、其ハ著シクナイニセヨ、貨幣購買力ノ時間的ニ變遷スルニ伴レ、持ニ其ノ段々ト小サクナルニ伴フテ、最小活資ノ高サモ變更ヲ加ヘラレ且ツ漸次高メラルルコトトナルヘキコトハ明カデアアル。

(註四六) しやんつハ曰ク、合理的ニ成形セラレタル租税免除ノ生活最小費ハ特ニ貨幣價值ノ相違ヲ考察スルコトヲ要スル。⁽¹¹⁷⁾
 あいふあーハ曰ク、最必要ナル生活維持ニ屬スルモノハ——生活上最必要ナル品物ノ價格ニヨツテ異ルト。⁽¹¹⁸⁾

(5) 生計程度 此ハ本來、大體ニハ富ノ程度ニ係ルモノデアアルガ、此ト必ズシモ一致シナイ。他方人民ノ精神的變化ニモ係ルカラデアアル。兎ニ角生計程度ノ高い處デハ、最小活資ガ高ク、前者低キ處デハ後者モ亦低キ傾ガアリ、前者ガ變遷スレバ、後者モ亦變更サレナケレバナラナクナル。^(註四七)

(註四七) ぶあいふあー曰ク、最必要ナル生活維持ニ屬スルモノハ——人が人間の生活方法トシテ必要也ト考フルモノニヨツテ異ル。即チ文明ノ進歩ト共ニ、生活ニ必要也ト考ヘラルルモノノ額ガ増加スルト。⁽¹¹⁹⁾ あいぜんはるごハ最小活資ヲ以テ其時代ノ文明的地位ニ從テ、生活ノ爲メニ必要トセラルルモノニヨルト爲シ、⁽¹²⁰⁾ しえふれーハ最小活資ハ——生活標準——ノ變化ノ爲メニ、一般ニ適用スヘキ數ヲ示スコトハ出來ナイトイフ。⁽¹²¹⁾

(6) 他ノ稅特ニ間接稅事情 即チ間接消費稅ノ如キモノガ既ニ多ク且ツ高ク、生活必要品ノ

117) Schanz, a. a. O. S. 1137.
 118) Pfeiffer, a.a. O. S. 44.
 119) Pfeiffer, a. a. O. S. 44.
 120) Eisenhart, Die Kunst der Besteuerung. S. 106.
 121) Schäffle, a. a. O. S. 114.

如キニモ重ク課稅セラレテ、下層社會ノ負擔ガ重イ場合ニハ、其反對ノ場合ニ比シテ最小活資自ラ高カラザルヲ得ナイ。(註四八)

(註四八) しえふれーハ曰ク、最小活資ハ——間接稅賦課ノ變化ノ爲メニ一般ニ適用スヘキ數ヲ示メスコトハ出來ナイト。¹²²⁾

(B) 國內ノ各箇人ニ關スルモノ

(1) 社會的地位 ヲ斟酌シテ最小活資ヲ上流ニ高クシ、下層ニ低クスルコトハこんらーゾノ勸ムル所デハアルガ、^(註四九)其實例ハナイ。又斯カル斟酌ヲセヌ方ガ良イ。之ヲ斟酌シテハ、最小活資ニヨリ下層社會ヲ救ハントシテ、却ツテ上流社會ヲ有利トシ、目的トスル所ト反對ノ結果ニ陥ルカラデアアル。^(註五〇)併シ此社會上ノ地位ヲ斟酌シテ其低キモノニ最小活資ヲ大キク定メ、地位高キ者ニ小サク定メルコトハ西班牙るくせんふるぐニ其例ノアル所デアアルガ、此方ハ右イフ如キノ弊ハナイニセヨ、地位ノミ高クテ收入ノ小ナル者ヲ虐待シ、地位低クテ收入ノ大ナルモノヲ宥恕スルコトトナルノ不鈞合不都合ヲ免レナイ。テ最小活資ヲ定ムルニハ社會的地位ヲ斟酌シテ區別ヲセヌガ良イ。ソシテ其國ノ平凡勞働者ノ賃金ヲ標準トシテ定メルカ、^(註五一)或ハ其國ニ於ケル文化標準ニ從ヒ人生ニ最必要ナル最小生活品ノ價格ヲ計算シテ定メルカノ外ハナイ。^(註五二)何レニシテモ予等ノ如ク最小活資免稅ヲ原則上探ラザル者カライヘバ、假リニ之ヲ探ルトシテモ、出來ルダケ右ノ標準ニ從ヒ嚴格ニ定ムルコトヲ奨メル。實際ニハ間々可ナリ恣意ニ定メラルルガ、其ハ

122) Schäffle, ebenda.

斷ジテ探ラヌ。(註五二)

(註四九) こんらいハ曰ク、最小活資ハ社會及職業上ノ地位(教師ト手工業者ト)ニヨツテ異ルヘシト。¹²³⁾

(註五〇) あいぜんはるこハ曰ク、必要ナル生活費ノ免稅ニ於テ、社會階級ノ異ルニヨリテ異リタル標準ヲ定ムヘキモノナ

ハナイ。何トナレハ假令斯ノ如キ差異ガ疑モナク事實存在シ、道義上ニモ正當テアルニセヨ、他方ニ嚴格ナル公正ヲ破壞シ

テ、下級者ノ勉強及財産ヲ、上級者ノ利益ノ爲メ、不約合ナル方法ニテ要求スルコトトナルカラテアルト。¹²⁴⁾ ぶあいふあい

ハ曰ク、階級ニ相當シタル生活ノ區別ハ自然ニ基クモノテハナクテ、人間自身ヨリ作ラレタモノテアルト。¹²⁵⁾ 匿名引退政治

家モ亦曰ク、最小活資ハ社會上ノ地位又ハ他ノ事情ガ或人ニ與フル多寡ニヨツテ高メラレテハナラヌト。¹²⁶⁾

(註五一) あいぜんはるこハ曰ク、到ル處ニ行ハルヘキ同大サノ最小活資ハ平凡ナル勞銀ノ率ニ從テ定メルノチ最適當トスルト。¹²⁷⁾

ぶりゆーにんぐハ此勞銀ノ高サト労働者ノ生活維持ノ費用トノ間ニ密ナル關係アリト爲シ、¹²⁸⁾ 此勞銀ノ標準カラ、此ガ漸次

物價、生計程度ノ昇進等ノ爲メ上進シタルコトヲ參酌シテ、一八六一一年ニ於ケル九〇〇馬克ノ所得ハ、一八九〇六年ニハ二二〇

〇馬克ニ相當ストイフテ居ル。尙註シテ曰ク、今日ハ九〇〇馬克以下ノ所得ハ、修業シタル又ハ熟練ナル労働者ニハ殆んど

ナイ。農業労働者ニテモ今日ノ日給ハ三馬克デアルト。¹²⁹⁾

(註五二) へるふこハ曰ク、今日ノ事情ノ判斷ノ爲メニハ、人が最重要ナル需要品ノ必要ナル最小量ノ價格ヲ確知スルコトガ出

來レバ、或(假令全ク争ナキモノテハナイニセヨ)支持點ヲ得ルコトガ出來ルト。¹³⁰⁾

(註三五) ぶいすちんぐハ曰ク、此限界ハ財政上ノ觀察點ノ強制ヲ別トシテモ、常ニ唯々傳來的ノ考及慣例ニヨリ并ニ便宜及公

正ノ一般ノ考察ニヨリ、隨テ可ナリ恣意的ノ方法ニテ定メララルト。¹³¹⁾

(2) 所得ノ種類 即チ労働所得ノ最小活資ヲ資産所得ノ其ヨリモ高く定ムルノデアアル。^(註五四)

實際労働所得者ハ財産所得者ヨリモ一層ノ努力ヲ要スルダケ一層多クノ生活資料ヲ要スルコトト

ナルヘキデ、自然的ニイフテ當然デアアル。尤モ資産所得ニテモ(a)労働不能ナル老弱者、(b)寡婦、

123) Conrad, a. a. O. S. 13.

124) Eisenhart, a. a. O. S. 105-6.

125) Pfeiffer, a. a. O. S. 43.

126) Staatsmann a. D., a. a. O. S. 189.

127) Eisenhart, a. a. O. S. 106.

128) Brüning, Vorschläge zur Reform der Einkommenbesteuerung in Preussen. S. 47.

129) Derselbe, ebenda. S. 45.

130) Helft, a. a. O. S. 35.

未成年ノ孤兒、獨身ノ女(勞働不能又ハ營利制限ナルタケニテ)ノ如キハ例外トスルヲ穩當トシヤウ。又勞働所得ニテモ他ニ別ニ資産所得アリヤ否ヤヲ參酌シテ、之ヲ併セ有ツ者ハ最小活資ヲ低クシ、併セ有タザル者ハ高ク之ヲ定メルコト和蘭ノ如クスルモ亦適當デアラウ。或ハ後ニイフ住處ニヨル區別ヲ探ルトスレバ、恩給、年金受領者ノ如キニハ此區別ヲ認メザルコトトスルヲ必要トシヤウ。(註五四)此種ノ所得者ハ必スシモ一定ノ處ニ定住スル要ナク、住處ニヨツテ租稅ノ區別アルニ於テハ、輕稅ノ處ヲ求メテ移リ行ク傾ガアルカラデアアル。

(註五四)例之瑞西ニテハしヤーハほうぜんニハ純資本所得ニハ一六〇法、勞働所得ニハ四〇〇法ヲ免稅點トスル。133)又此勞働所得ニ於ケル特典ハ固有ノ勞働所得ノミニ限ラナイテ(勤勞的分子アル以上)小所得一般ニ、即チ小商工業者、下級役人、從僕等ニモ及ホスノガ至當デアアル。134)

(註五五)佛國ノ所得稅案ノ中ニハ、恩給者年金受領者ハ常ニ一二五〇法ヲ最小活資トシテ、住處ヲ問ハズトアツタ。135)

(3) 結婚者ト否及家族ノ數 ニヨリテ最小活資ノ大サニ差等ノ附セラルベキコトハ最自然的デアリ且ツ實行モ容易デアアル。人口政策カライフテモ獎ムヘキモノデアアル。(註五六)他ノ諸多ノ標準ハ探ラヌニシテモ、此レダケナリトモ是非トモ探ルヘキモノデアアル。

(註五六)學說ヲ擧グレバ、ぶりゆーにんぐハ曰ク、家族ノ有無ニヨリテ之ヲ異ニスルコトハ希望スヘキコトニシテ又技術上ニモ容易ニ實行スヘキコトデアアル。136)こんらーどモ亦曰ク、最小活資ハ家族ノ數ニヨツテ異ルヘキモノデアアル。137)ぶあいふあーハ曰ク、家族ノ數ニヨツテ定ムルコトガ必要デアアル。138)しあんつハ曰ク、最小活資ガ一般ニ認メラルレバ、之ヲ各箇人ニノミ止メズ、其家族ノ大サニ應ジテ爲スヘキコトハ疑テ容レナイト。139)匿名引退政治家ハ曰ク、絶對ニ必要ナル所得ノ

131) Fuisting, a. a. O. S. 85.
 133) Schäfte, a. a. O. S. 114-5.
 135) Brüning, a. a. O. S. 51.
 137) Conrad, a. a. O. S. 13.
 139) Schanz, a. a. O. S. 1136.

132) Schanz, a. a. O. S. 1138.
 134) Heckel, a. a. O. S. 377.
 136) Brüning, a. a. O. S. 51.
 138) Pfeiffer, a. S. O. S. 44.

額ハ——所得ニヨリ養ハルヘキ人数ニヨリ異ルト。¹⁴⁰⁾

實例ヲ學ケレバ、瑞西ノ諸多ノ州ニテモ家族ノ數ニヨリテ最小活資ヲ異ニシテ居ル。¹⁴¹⁾ 其他註一ニ舉ケタルカ如ク、米國ニテハ結婚者ヲ斟酌シ、諾威ニテハ小供又其他ノ系累者(妻ヲ除ク)ヲ、丁抹ニテハ小供ヲ斟酌シ、佛國ニテハ結婚者及系累者ヲ斟酌スル。

(4) 重大ナル疾病ノ有無　モ亦面倒デハアルガ家族ノ數ト相待ツテ、理論上最小活資決定上

ニ斟酌セラルヘキモノデアアル。(註五七)

(註五七) 匿名引退政治家ハ曰ク、絶對ニ必要ナル所得ノ額ニハ狂人、不治病人ヲ有テ、長期病人ヲ有ツ場合ヲ考慮シナケレバナラヌト。¹⁴²⁾

(5) 老幼強弱　ニヨリ區別スルコトハ(註五八) 餘リニ繁雜ニ巨ルカラ、其ニハ及バナイ。特ニ強

弱ノ區別ノ如キハ技術上モ亦困難デアアル。

(註五八) ぼるぐまハ最小活資ハ老幼強弱ニヨリ異ルトイフ。¹⁴³⁾

(6) 住處　即チ住處地ノ大市ト小市ト田舎トニヨリテ人ノ生活費ニ大小ヲ生ズルコトデアアル

カラ、之ニヨリ大體ノ差等ヲ附シテ最小活資ヲ定メルコトガ出來又之ヲ至當トスル。(註五九) 尤モ之

ガ反對論モアルガ(註六〇) 探ルニ足ラヌ。

(註五九) こんらーど曰ク、最小活資ハ住處(大市、小市、田舎)ニヨツテ異ルヘキモノデアアル。¹⁴⁴⁾ 匿名引退政治家モ亦絶對ニ必要ナル所得ノ額ハ住處ニヨツテ異ルトイフ。¹⁴⁵⁾ しあんつハ貨幣ノ購買力ガ處ニヨツテ異ルトイヒ、之ヲ斟酌スル例トシテ丁

抹ヲ舉グル。¹⁴⁶⁾ 更ラニぼるぐまハ都市ト田舎トノ外、氣候溫和ナル地方ト險惡ナル地方ト海岸地方ト山地方トニテモ異ルトイ

140) Staatsmann a. D., a. a. O. S. 190.
141) Kennan, l. c. p. 196.
142) Staatsmann a. D., a. a. O. S. 190.
143) Borght, a. a. O. S. 93.
144) Conrad, a. a. O. S. 13.
145) Staatsmann a. D., a. a. O. S. 190.
146) Schanz, a. a. O. S. 1137.

フガ、¹⁴⁷⁾其等ヲ斟酌スルコトハ到底煩ニ堪エナイ。

尙ホ實例トシテハ右記丁抹ノ外、佛國所得稅案ノ中ニハ住處ノ、住民數ニヨリ五級ニ分チ、三〇〇〇人以下ノ處ノ一二五〇法ニ初マリ、巴里ノ二五〇〇、法ニ至ルコトトシタノガアル。¹⁴⁸⁾

(註六〇) ぶりゆーにんぐハ此ガ正當カハ疑問テアル。住民數ハ物價事情ノ標準トナラヌカラトイフケレトモ、其ハ當テ得ヌ。精密アナイニセヨ、大體ノ差等ハアル。之ヲ斟酌スルコト至當テアル。ぶりゆーにんぐハ又此ガ納稅義務者ノ住處移轉ノ勸ムルコトトナルトイフテ非難スルガ、¹⁵⁰⁾斯カルコトハ住處ヲ斟酌シナイ場合ニモ反對ノ方向ニアリ得ルコトテアル。等差ノ附シ方ガ適當ナルヲ得テ、其懸隔ガ甚シク大テナケレバ、大シテ右ノ辨チ生ズルコトハアルマイ。

ろ高低ニ對スル態度 以上ノ標準ニヨツテ最小活資ノ高サガ定マルトシテ、色々ノ標準ニコリ斟酌ハスルガ、基礎トナルモノハ平凡労働者ノ賃金カ、當時ノ文化標準ニ從フテ最小必要品タルモノノ價格カデアツテ、予ハ之ヲ出來ルダケ嚴正ニムシロ低キニ定ムルコトヲ適當ト信スル。租稅義務一般ノ原則ヲ尊重シ及ヒ人民ニ直接納稅ニヨツテ國民的自覺ヲ確實ニシヤウトイフノ趣意ニ出ヅル。併シ學者ハ往々ニシテ予ト反對ノ態度ニ出ヅル。例之ぶりゆーにんぐハ社會政策上出來ルダケ、其ノ高ク定メラルルコトガ勸ムヘキデアルトシ、且ツ細民ノ如キハ直接稅ヲ納メナイニシテモ、既ニ間接稅ニヨツテ租稅義務ヲ充タシテ居ルトイフノデアアル。或ハ又ふいすちんぐ¹⁵¹⁾ノ如キハ最小活資ヲ低ク定ムルコトニヨル國民的自覺ノ刺戟ノ空論ニ過ギザルコトト、低キ最小活資テハ徵收費ノ過大ナルコトトヨリシテ予等ノ態度ニ反對スル所デアアル。(註六二)ガ既ニ細民ガ間接稅ヲ擔ツテ居タレバトテ、直接稅ヲ納メナケレバ、租稅ニ依ル國民的自覺ハ生ズルモノデナイ。

147) Borgh. a. a. O. S. 93.
 148) Brüning, a. a. O. S. 51.
 149) Derselbe, ebenda.
 150) Brüning, ebenda.
 151) Brüning, a. a. O. S. 41.

此納税ニヨル國民的自覺ヲ空論トイフノハ以テノ外ノコトデアアル。徴收費ガ多イコトハ已ムヲ得ナイガ、其ハ教育費ト見レバ良イ。社會政策々々トイフガ、其ハ必スシモ此處デ行フニ及バヌ。他ニ幾ラデモ行フ途ハアル。其レデ以テ行ヘバ良イ。租税ニ於テ社會政策ヲ行フコト敢テ不當デハナイガ、此ハ租税ノ第一次ノ事業デハナイ。租税ニ於ケル社會政策ノ實行ハ單ニ其ガ租税ノ主目的ヲ損セザル範圍ニ止ムヘキモノデアアル。又同シク副目的ノ中ニ就イテモムシロ他ノモノニ讓ルヲ選ムヘシトイフコトモアルヘキモノデアアル。

(註六二) ふうすちんぐハ曰ク、財政上ノ必要ヨリ出來ルタケ低キ限界(最小活資ノ)ヲ定ムルコトハ、他方ニ於テ恰モ所得ノ下級ニテハ租税ノ賦課徴收ガ非常ナル困難、煩雜及費用ヲ生ズルコトヲ伴ハシメル。又此限界ヲ低クスルコトニ向フヘキ課税一般ノ要求ニハ、小所得ノ租税負擔ノ不公正及嫌惡ガ對立スル。課税ニヨツテ國民的自覺ヲ生スルトイフ見解ハ、空腹ナル實際ニハ値ナキモノデアアル。必要ナル生活維持ノ爲メノ日々ノ心配ハ、國民的義務ノ理想の見解ヲ生セシメナイ。課税ハ下級所得ニ於テ最大ナル抵抗ニ遇フモノデアアル。納税ガ一ノ名譽也トイフ觀念ハ到ル處ニ非常ナル例外デアアル。¹⁵²⁾

(二) 地方税ニ於ケル最小活資ノ高サ ヲ國税ノ其ト同一ニスル例モアルガ(註六三)、之ヲ別トシ而モ國税ノヨリモ一層低ク定ムルノガ多イ。(註六四) 其動機ハ(一) 財政收入上、地方團體ニ於テ彼ト同一ニシテ居テハ收入ヲ充タスコト不満足トナルヲ免レザルノト(註六四) 2) 租税體系上、地方ニハ消費税ノ下層民ヲ抑壓スルモノ殆ンド之ナク、隨テ彼等ニ直接課税ヲ爲スコトガ出來又爲スコトヲ至當トスルトニ在ル。

(註六二)例之はいえらんデハ法律上、最小活資ニツキテハ、地方ハ國家ノニ從フコトニナツテ居ル。¹⁵³⁾
 (註六三)へつげるハ曰ク、地方稅ニハ最小活資免稅ハ唯ダ制限セラレタル度ニテノミ行ハルルト。¹⁵⁴⁾ 普魯西ニテモ實際、地方

所得稅ニアツテハ、國稅ノ免稅點以下ノ更ニ小ナル免稅點ヲ有ツカ多イ。¹⁵⁵⁾

(註六四)ぶりゆーにんぐハ曰ク、地方團體ハ多クハ小所得ノ課稅ヲ斷念スルヲ得ルノ地位ニ居ラス。一九〇五年末ニぶれすら
 市ガ六六〇馬克以下ノ所得ノ免稅ヲ決定シタガ、之ニヨツテ五萬馬克ノ缺陥ヲ生ジタト、¹⁵⁶⁾

第三章 最小活資免稅斟酌ノ方法

既ニ最小活資ノ高サガ定マリ、之ガ免稅ヲ適用スヘキ稅種ガ定マツタトスレバ、更ニ之ヲ斟酌
 又ハ適用スルノ方法ヲ研究シナケレバナラス。此ニ大要四ノ方法ガアル。其ノ最簡單デ又最普
 通ニ行ハルルノハ(一)最小活資タル一定額以下ノ所得ハ之ヲ免稅スルガ、所得ガ此以上ノ額ナルト
 キハ其全所得ニ課稅スルモノデアル。¹⁵⁷⁾ (二)然ルニ凡ヘテノ所得、隨テ中大所得カラシテモ最小活資
 ダケヲ控除シテ其殘額ニ課稅スルモノガアル。¹⁵⁸⁾ 此ガ二三ノ瑞西ノ州例之ありるがう、ちゆーりつ
 ひ、つーふ、ろーり、ぞろつるん、べるん、のいしやてる、わーと等ニ行ハルルガ、其趣旨ハ最
 小活資ノ特典ヲ以テ各人ノ平等ニ享受スヘキモノト爲スニアル。¹⁵⁹⁾ 併シ富者ハ常ニ其所得中ヨ
 リ最小活資ニ關係ナク納稅シ得ル地位ニ在ルカラシテ、斯カル例外的特典ヲ彼等ニ與フルニハ及
 バナイ。¹⁶⁰⁾ 更ニ又(三)最小活資ヨリモ稍大ナル一定額以下所得ニノミ最小活資ノ免稅ヲ行フガ
 アル。瑞西ノ或州ニ行ハレ、さうすをすざれりあニモ行ハルル。此ハ第一法ニヨレバ最小活資ノ

153) Birnbaum, Die gemeindlichen Steuersysteme in Deutschland. S. 198.

154) Heckel, a. a. O. S. 378.

155) Landsberg, Die Entwicklung des Gemeindeabgabenwesens, in V. f. S., Gemeindefinanzen. II. I. S. 22-3.

156) Brüning, a. a. O. S. 41.

157) Kennan, l. c. P. 315.

158) Ibid.

159) Schanz, a. a. O. S. 1138. Antoni, a. a. O. S. 931.

160) Kennan, l. c. P. 197.

直ぐ上ニ在ル小所得者ガ、其下ニ在ル者ニ比シテ過大ナル負擔ヲ課セラルルコトトナルノヲ緩メ
 ルノ效ガアル。(四)終リニ齊シク最小活資ヨリモ稍大ナル一定額以下ノ所得ニツキ數段階ヲ設ケ
 テ、一定ノ割合^(註六七)ニテ又ハ一定金額ツツ(最小活資又ハ之ヨリモ小ナル)ヲ控除スルコトニ依ル
 モノガアル。^(註六八)此モ第三法ト同一精神カラ出來、而モ一層精巧ナルダケ緩和ノ力ハ大イガ、其
 一定金額ナリ割合ナリノ定メ方ニヨツテハ比較的大ナルモノニ寛大ナリ過グル恐ガアル。^(註六九)

(註六五)あんまにハ説明シテ曰ク、最小活資ノ觀念ハ本來各人ガ其所得ノ高サノ如何ナ間ヘズ、其生活ニ絶對ニ必要ナルモノ
 ナ、其所得又ハ收益ヨリ豫メ引去ツテ、其殘ヨリ初メテ稅ヲ拂フコトヲ要求サルヘキモノデアラカト、¹⁶¹⁾しゆみつこモ
 亦タ曰ク、最小活資ハ凡ヘテノ他ノ者即チ高キ所得ヲ有ツ者ニテモ、齊シク各人ガ同一ノ權利ヲ有スル所ノ神聖ニシテ侵ス
 ヘカラサル基金トシテ、原則上課稅ヨリ引去ルヘキモノデアアル¹⁶²⁾

(註六六)之ニツキ夙ニろつてつくガ説イテ居ル。曰ク、納稅義務者ノ生活維持ヲ著ムル所ノ要求ガ非人道ニシテ政治的ニモ排
 斥スヘキモノナルコトハ正シイガ、之ヨリシテ凡テノ隨テ富メル者モ亦、生活維持ニ必要ナル額ヲ免稅セラレサルヘカラズ
 トイフコトハ生ジナイト。¹⁶³⁾ふなつけモ亦曰ク、各人ニ隨テ最大所得ニモ最小活資ヲ減却スルコトハ正當テナイト。¹⁶⁴⁾へつけ
 るモ亦夫ノ理由ガ最小活資ノ理由トシテハ誤レルモノ也ト爲ス。¹⁶⁵⁾

(註六七)例之まぐす、まいがぞちあーれんぶらきじすニテ爲セル提案テ、けるにつしえつあいつんぐノ勸メタル方法即チ普魯
 西ニツキ、九〇〇—三〇〇〇、馬克ノ所得ヲ輕易ニ課稅スルコトトシ、第一ノ一〇〇〇馬克以内ニハ四分一、第二ノ一〇〇
 〇馬克以内ニハ二分一、第三ノ一〇〇〇馬克以内ニハ四分三テ課稅スルガ如キデアツテ、隨テ(九〇〇馬克以下ハ無稅ト
 シテ)格モ九〇〇馬克ノ所得ニテハ其四分一、即チ二二五馬克ニ課稅シ、二二〇〇馬克ノ所得ニテハ(1000×7)+(300×2) ||
 320 馬克ニ課稅スルコトトナル。¹⁶⁶⁾

161) Antoni, a. a. O. S. 931.
 162) Schmidt, a. a. O. S. 69.
 163) Sardemann, a. a. O. S. 14.
 164) Vocke, Abgaben &c. S. 462.
 165) Heckel, a. a. O. S. 378.
 166) Brüning, a. a. O. S. 51-2.

(註六八)例之日本ノ所得稅法第四條ノ五、——(1)五百圓以下ナルトキハ百五十圓ヲ(2)七百圓以下ナルトキハ百圓ヲ、(3)千圓以下ナルトキハ五拾圓ヲ控除スルカ如キデアアル。

(註六九)日本ノ稅法ノ如クデアレバ上ニ行クホド控除スルモノガ小クナルカラ、斯カル心配ハナイガ、まくすまい案ノ如クデアルト、上ニ行クホド控除サルモノガ大キクナルカラ此心配ガアル。即チ右ニモイフ如クテ、 $1200 - 350 = 850$ 馬克ノ所得デハ、 $3800 - (1000 \times \frac{1}{10}) + (1000 \times \frac{1}{10}) + (800 \times \frac{1}{10}) = 1400$ ガ免稅所得額トナル。此後ノモノデハ免稅額ガ大キ過タルコトトナリ、恰モ所得者ノ社會上ノ地位ヲ斟酌シテ最小活資ヲ定メタルガ如キ結果トナル。良クナイ。

結 論

要之最小活資免稅ノ制度ハ理論及實際ノ頗ル廣ク承認スル所デナルガ、予ハ之ヲ租稅ノ原則及根據ニ稽ヘテ賛成セザル所デアアル。現在ノ租稅體系上、既ニ間接消費稅ガ下層ニ重イカラ此免稅制度ノ必要アリトイフナラバ、宜シク此消費稅ノ方ヲ減廢シテモ尙ホ所得稅ノ如キニ於テ此免稅ヲ止メルコトトスルノヲ選ムヘシトスル。或ハ現在ノ最小活資限界ヲ認メ之ヲ其儘ニシテ置イテ、其以下ノニハ極輕イ稅ヲ課スルコトトシテモ良イ。其位ノモノナラバ負擔ノ出來ナイコトハナイ。兎モ角今ノ免稅點以下ノ者共モ極貧者タラザル限りハ國家ノ直接稅ヲ納メルコトトナルノガ至當ト考ヘラルル。今日我邦ニ於テモ國稅ヲ直接ニ納メザル者ノ少カラザル事實(註七〇)ヲ顧ミルトキハ、予ハ租稅ニ依ル國民ノ自覺ヲ一般國民ノ間ニ普及スルガ爲メニ斯カル改革ノ切要ナルコトヲ信ス

ルモノデアル。

(註七〇) 今日日本ノ現住戸數九、七二〇、四三六、(大正二年末現在)テアルノニ、¹⁶⁷⁾直接國稅ノ重ナルモノタル第三種所得稅、

營業稅、地租ノ納稅義務者ヲ見ルト

數 全戸數ニ對スル比率

(1) 第三種所得稅(大正三年度) 九七九、〇二〇、 一〇、%

(2) 營業稅(大正三年度) 六一八、四八〇、 六、%

(3) 地租(大正四年一月一日現在) 九、六八五、八四三、

テアルカラ、地租ダケハ殆ンド全國民ガ納稅義務者テアルトウテアルガ、其ハ此統計カ(1)市又ハ町村役場ノ各別ノ調査報告ヲ綜合シタルモノノ故、同一人ニシテ多數市町村ニ土地ヲ有スルモノハ重復シテ現ハレ居ルノト(2)家族ニシテ土地ヲ有スル者モ、此統計ニハ獨立シタル所有者トシテ現ハレ、隨テ一戸内ニ數多ノ地主ノ存スルコトヲモ見逃シテハナラヌ。此故ニ事實、地租ヲ納メザル戸ノ少カラザルコトヲ斷定シテ過ハナイ。此等ヲ裏面ヨリ證明スルノハ自作、小作、自作兼小作農ニ關スル統計デ、大正二年ニ於ケル 全農家五、四四三、七一九、中、純小作人即チ不所有土地者一、五二〇、九二二、(二八%)、此ガ地租ヲ納メザル者デアル。(尤モ精密ニイヘバ、純小作人ニシテ宅地租等ヲ納ムルガアルカモ知レナイガ、其ハ稀ナル例デアラウ)即チ納稅者ハ七、二%トイフコトトナル。都市ノ方ニツイテ斯カル適切ナル數字ヲ擧ルコトハ出來ヌガ、試ミニ京都市ノ其ヲ見ルト、其明治四十三年末日ニ於ケル現住戸數八六、三〇九、ニ對シテ、私人及私法人有ニ係ル宅地ノ所有者數二〇、五三五、(二四、%)¹⁷⁰⁾デアツテ、而モ此所有者數ニハ私法人ヲモ含ムノミナラス、此ガ上京、下京各區役所ニテ調ヘタモノ、チ合計シタモノ故此ニ若干ノ重復ガアリ、他地住者ノ所有ニ係ルカアリ、一家中ニ數人ノ土地所有者モアルコトヲ顧ミルトキハ、宅地租ヲ納ムル所ノ戸ノ割合ハ右ニ擧ルコリモ一層小ナルモノトナルデアラウ。」

167) 日本帝國第三十四統計年鑑、
168) 主稅局四十一回統計年報書、
169) 大阪朝日新聞本年九月十三日、所載
170) 京都市第三回統計書、